

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(八六)

五

本号で公布された
法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
(法律第八六号)(警察庁)

1 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
刃渡り五・五センチメートル以上一五センチ
メートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象と
することとした。(第二条関係)

2 銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化
(一) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追
加
ストーカー行為をしたこと、配偶者に対す
る暴力行為をして裁判所から命令を受けたこ
と等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由
に追加することとした。(第五条関係)

(二) 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に
係る欠格期間の延長
一定の違法な行為をして銃砲刀剣類の所持
許可を取り消された者の欠格期間を五年から
一〇年に延長することとした。(第五条関係)

(三) 高齢者に対する認知機能検査の導入
銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受け
ようとする者で七五歳以上のものは、認知機
能検査を受けなければならないこととした。
(第四条の三及び第五条関係)

(四) 所持許可に係る申請書への医師の診断書の
添付の義務化
猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書に
は、医師の診断書であって内閣府令で定める
要件に該当するものを添付しなければならない
こととした。(第四条の二関係)

(五) 射撃技能に関する講習の受講義務の新設
猟銃の所持許可の更新を受けようとする者
は、射撃技能に関する講習を受け、その課程
を修了しなければならないこととした。(第五
条の二及び第五条の五関係)

(六) 年少者による空気銃の所持の制限
(1) 一四歳以上一八歳未満の者で所持許可を
受けて空気銃を所持することができるもの
の範囲を、国際的な規模で開催される一定
の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定
することとした。(第五条関係)

(2) 一四歳以上一八歳未満の者で一定の空氣銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空氣銃を所持することができる制度を導入することとした。(第三条、第四条、第五条の二、第八条、第九条の一三、第九条の一五、第一〇条の九、第一一条、第一一条の三、第一二条の三、第一三条の二及び第二四條關係)

3

(一) 実包等の所持に関する規制の強化

獵銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該獵銃に適合する実包を譲り受けるとき等は、これに所定の事項を記載しなければならぬこととした。(第一〇条の五の二關係)

(二) 実包等の保管に係る努力義務の新設

銃砲を保管する者は、同一の建物内に当該銃砲に適合する実包等を保管しないよう努めなければならないこととした。(第一〇条の四關係)

4

(一) 銃砲刀劍類の所持者に対する監督の強化等

行政調査に関する規定の整備
都道府県公安委員会は、銃砲刀劍類の所持許可を受けた者がその基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、その者に必要な報告を求め、若しくはその指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は關係者に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。(第一二条の三及び第一三条の二關係)

(二) 調査を行う間における銃砲刀劍類の保管に関する規定の新設

都道府県公安委員会は、銃砲刀劍類の所持許可を受けた者が欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に銃砲刀劍類を保管させておくことが適当でないとして認めるときは、その提出を命じ、調査を行う間、これを保管することができることとし、当該保管の期間は、三〇日を超えることができないこととした。(第一一条の二及び第一三条の三關係)

(三) 都道府県公安委員会に対する申出制度の新設

何人も、付近に居住する者等で銃砲刀劍類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀劍類により人の生命等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることとした。(第二九條關係)

(四) その他

(1) 獵銃の所持者に対する検査の対象への帳簿の追加
獵銃の所持者に対する検査の対象に、実包の所持状況について記載した帳簿を追加することとした。(第一三条關係)

(2) 銃砲刀劍類の譲渡し等に係る許可証の提示方法等の明確化
銃砲刀劍類の譲渡し等に当たり行う所持許可に係る許可証の提示等は、内閣府令で定める方法により行わなければならないこととした。(第二一条の二關係)

5

獵銃安全指導委員制度の新設

都道府県公安委員会は獵銃安全指導委員を委嘱することができることとし、獵銃安全指導委員は獵銃の所持等による危害を防止するための獵銃所持者に対する助言等の職務を行うこととした。(第二八條の二關係)

6

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第八十六号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改める。

第二条第二項中「刃渡り」を「刃渡り」に改め、「剣」を削り、「並びにあいくち及び」を「刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに」に改める。

第三条第一項第二号中「ため、若しくは」を「ため」に改め、「」の用に供するため」の下に「第五条の五第一項の講習(第四号の二の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能講習」というの用に供するため)を加え、同項第四号中「第三条の三第一項第六号」を「第一四号の六、第三条の三第一項第六号、第四条第一項第五号の二、第五条の二第三項第五号及び第八条第一項第七号」に改め、同項第四号の二中「第三条の三第一項第七号」を「次号、第三条の三第一項第七号及び第五条の五第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二の二 技能講習従事教習射撃指導員(教習射撃指導員であつて、都道府県公安委員会が第五条の五第四項の規定により技能講習に関する事務を教習射撃場を管理する者に行わせる場合において当該技能講習に関する事務に従事するものをいう。第三条の三第一項第五号の二において同じ。)が当該技能講習に関する事務の用に供するため当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する銃銃を所持する場合

第三条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

う。が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

第三条第一項第五号中「けん銃」を「空気銃又はけん銃」に改める。

第三条の三第一項第二号中「技能検定」の下に「若しくは技能講習」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 技能講習に関する事務の用に供するため、当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する銃銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が、当該銃銃に適合するけん銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する場合

第四条第一項第一号中「空気銃」の下に「空気けん銃を除く。」を加え、「第四号」を「第五号の二」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

第四条の二第二項中「前項」の下に「に定めるもののほか、第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

(認知機能検査)

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八條第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に關し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第八十六条に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書提出すべきことを命ずることができる。

第五条第一項第一号中「政令で定めるところにより、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして」に改め、同項第十一号中「生命」を「生命、身体」に、「又は自殺をする」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「次条第二項第二号」を「次条第二項第二号又は第三号」に改め、「以上」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号) 第二条第二項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号) 第十条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

第五条第一項第八号中「第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項若しくは第三条の四から第三条の十三までの規定に違反して又は第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三十二条第一号の罪を犯して罰金以上」を「この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分を違反し、又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分を違反して罰金」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「若しくは第三号、第三項又は第四項」を「第二号若しくは第四号、第三項又は第四項」を「第六項」に改め、「五年」の下に「(同条第一項第四号の規定による許可の取消処分に係る者にあつては、十年)」を加え、同号を同項第九号とし、同

号の次に次の三号を加える。

十 第十一条の三第一項第一号に該当したることにより同項の規定により第九条の十三第二項の年少射撃資格の認定(以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という)を取り消され、又は第十一条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過していない者

十一 第十一条の三第一項第三号に該当したることにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過していない者

十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

第五条第一項第六号中「第十一号」を「第十一号第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項若しくは第六項」に改め、「同条第一項第二号又は第四号に該当したことにより許可を取り消された者及び同条第二項又は第五項の規定により許可を取り消された者を除く」を削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第十一条第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

第五条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「第一号、第三号又は前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「平成九年法律第二十号」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第四項を削り、同条第三項中「第一項第十号又は第十一号」を「第一項第三号から第五号まで又は第十五号から第十八号まで」、「生命」を「生命、身体」に、「財産又は」を「財産若しくは」に、「害する」を「害し、又は自殺をする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一号を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条の三第一項に規定する者が同項の規定による検査を受けず、又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

第五条の二第二項第二号中「銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二号に規定する刃物(第二十四条の二において銃砲刀剣類等」という)を使用し、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

第五条の二第三項第一号中「所持している者」の下に「(当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書(次号において「技能講習修了証明書」という)の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。)を加え、同項第二号中「もの」の下に「(当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 所持しようとする種類の猟銃に係る射撃指導員

第五条の二第五項中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に改め、同条に次の一号を加える。

6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空気けん銃である場合には、当該空気けん銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気けん銃射撃競技のための空気けん銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

第五条の四第一項ただし書中「第二項」の下に「から第四項まで」を、「第三項」の下に「及び第六項」を加え、同条の次に次の一号を加える。

3 第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているものを受講者として、当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に關する講習を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した者に対し、技能講習修了証明書を交付しなければならぬ。

3 第五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に關する事務の一部を当該講習に係る種類の猟銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合において、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に關する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

第六条第三項中「第四条の二」の下に「第二項を除く。」を加える。

第七条の三第二項中「第五条の二」の下に「(第六項を除く。)」を加え、同条第三項中「第四条の二」の下に「及び第四条の三」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「前条第一項の規定により許可申請書を提出した日」とあるのは、「当該許可の有効期間が満了する日」と読み替えるものとする。

第八条第一項第六号中「第五条の二第四項第二号」の下に「若しくは第六項」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が第九条の三第二項の規定により空気銃に係る射撃指導員の指定を解除された場合

第八条第六項中「第六号又は第七号」を「又は第六号から第八号まで」に改め、同条第七項中「他人の生命」を「人の生命、身体」に改める。

第九条の十二の次に次の三条を加える。

第九條の十三 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として

適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十四歳以上十八歳未満であるものうち、指定射撃場において、第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該射撃指導員の氏名その他内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一 第五條第一項第二号から第十八号までのい

二 次條第二項の年少射撃資格講習修了証明書

の交付を受けていないとき。
都道府県公安委員会は、前項の規定による資格の認定(以下「年少射撃資格の認定」という。)をする場合においては、同項に規定する射撃指導員を明示した年少射撃資格認定証を交付しなければならない。

3 第七條第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証の交付を受けた者について、同條第三項の規定は年少射撃資格認定証について、それぞれ準用する。この場合において、同條第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「生じた場合」とあるのは「生じた場合(射撃指導員に変更があつた場合を除く。以下「住所」と読み替へるものとする。現在地、以下同じ。))又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所」と読み替へるものとする。

第九條の十四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとする

ものを受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付しなければならない。
3 第五條の三第三項の規定は前項の年少射撃資格講習修了証明書について、同條第四項の規定は第一項の講習会について、それぞれ準用する。(年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

第九條の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その効力を失う。
一 年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)が死亡した場合
二 年少射撃資格者が第九條の十三第一項の政令で定める者からその推薦を取り消された場合
三 年少射撃資格者が十八歳に達した場合
四 年少射撃資格者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができない第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けていた射撃指導員の当該許可に係る空気銃のすべてについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

2 第八條第二項の規定は、年少射撃資格認定証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「住所」とあるのは「住所」と、「住所」とあるのは「住所」と、「許可が」とあるのは「年少射撃資格の認定が」と読み替へるものとする。

3 第八條第四項の規定は、年少射撃資格者が死亡したことにより当該年少射撃資格の認定が失効した場合について準用する。この場合において、同項中「第二項」とあるのは「第九條の十五第二項において準用する第二項」と、「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と読み替へるものとする。

第十條第五項中「金属性弾丸の下に(以下、実包等」という。)を加える。
第十條の二中「第四條第一項第一号」を「前項に定めるもののほか、第四條第一項第一号」に改め、同條を同條第二項とし、同條を第一項として

次の一項を加える。

狩猟の用途に供するため第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二條第五項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用し、狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。
第十條の三中「第五條第二項」を「第五條第三項」に改める。
第十條の四の前の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同條第三項中「あたつては」を「あたつては」に、「実包、空包又は金属性弾丸」を「実包等」に、「ともに」を「共に」に改め、同條に次の一項を加える。
4 前項に定めるもののほか、第二項に規定する設備に銃砲を保管するに当たつては、当該設備の存する建物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第一条の規定に該当する建物にあつては、同法第二条第一項に規定する建物の部分)内に、保管に係る銃砲に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。
第十條の五の第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品及び当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。次項において同じ。)の保管を委託しなければならない。
一 第四條第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者
二 第四條第一項第四号の規定によるけん銃の所持の許可を受けた者
三 第四條第一項第四号の規定による空気けん銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者
四 第八條第一項第五号の二の規定による空気銃の所持の許可を受けた者
第十條の五第二項中「けん銃、けん銃部品及びけん銃実包」を「空気銃又はけん銃」に改め、同條の次に次の一条を加える。

適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
第十條の六第一項中「前二條」を「第十條の四又は第十條の五」に、「銃砲」を「銃砲及び実包等」に改め、同條第二項中「その保管」を「当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管」に改め、「当該猟銃」の下に「又は当該猟銃に適合する実包」を、「立ち入り」の下に「保管設備、前條の帳簿その他の物件を」を加える。
第十條の八第一項中「は、盗難の防止その他危害予防上必要がある場合においては」を「第十條の五第一項第一号に掲げる者を除く。」に改める。
第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用していないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用して

